

ベトナムの医療環境やお客さまのニーズをふまえ、 ウェルビーメディック会員さま向けに開発した 現地で加入できる医療保険

こんな企業におすすめ

- ・日本で加入している海外旅行保険の年々高騰する保険料を抑えたい
- ・現地採用社員に対する福利厚生として、現地医療保険へ加入したい
- ・海外旅行保険では対象外の既往症があり、少しでも保険でカバーしたい

ベトナム在住日本人向け医療保険

MediLife

キャッシュレス受診

お客さまの治療費をウェルビーが立替します。
(ベトナム国内の指定病院のみ)
その場で治療費をお支払いいただく必要はありません。

臨時費用・特典

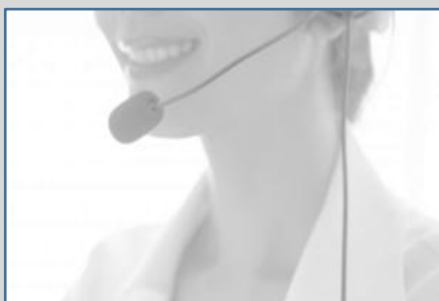
万が一緊急搬送となった場合や検査結果が陰性の場合の検査費用、医薬品以外の眼洗浄液なども補償限度額までお支払いします。

ベトナム国外での利用

Asianプラン加入の場合は、ベトナム国外のアジア適用地域※1(P3参照)出張時に病院で受診された場合も補償限度額までお支払いします。
(ベトナム国外でのキャッシュレスは利用できません)

ウェルビーのサポート1

アラームセンターにて、病院の予約・手配をします。
(24時間365日・日本語対応)



ウェルビーのサポート2

サポートスタッフ常駐地区ではお客さまの受診時のお手伝いをします。



傷害死亡・後遺障害保険金

被保険者が傷害事故により、事故発生日から2年以内に、死亡または後遺障害を被った場合にお支払いします。

疾病死亡保険金

被保険者が保険期間中に疾病によって死亡した場合にお支払いします。

治療費用保険金

被保険者が傷害事故または疾病により指定病院で治療を受けた場合、事故日より104週の間、または保険期間中の疾病による治療に対し、保険会社が認める合理的かつ、必要な治療費をお支払いします。

臨時費用保険金

被保険者の傷害事故または疾病により、実際に支出された次の臨時費用（①死亡時の火葬費用および遺体搬送費用、②緊急搬送費用、③救護者費用）をお支払いします。

特典

医師の指示により検査を行い、検査結果が陰性であった場合の検査費用*や、保険対象外の医薬品、消耗品などの費用の一部をお支払いします。

* 診断に直接関わりがない費用は対象となりません。

● 注意事項 (重要なお願い)

- ① 本保険の利用(含む再診)には、ウェルビー24時間アラームセンター経由での病院手配が必須です。ウェルビーを介さず直接病院で受診された場合はキャッシュレス対象外となる場合がございますのでご注意ください。
- ② 所定の重大ケースでは、利用可能な他の保険がある場合は先行利用していただき、残りの負担額に対して保険適用いたします。
- ③ ご加入前に、健康告知書のご提出が必要となります。
- ④ MediLife ご利用病院は定期的に見直しを行うとともに、予告なく変更となる場合があります。
- ⑤ 既往症・重大疾病は、契約締結後1年間は保険金お支払い対象外となり、契約締結から1年経過後より保険金支払い対象となります。
- ⑥ 保険の有無責は保険会社が最終的に判断いたします。医療機関受診時に有責と判断された場合でも、後日保険会社から無責通知が届くことがあります。
- ⑦ キャッシュレスで受診後、保険会社が無責と判断した費用は、被保険者が支払い義務を負います。被保険者が支払う事が出来ない場合は、保険契約者が支払い義務を負います。

補償内容

通貨:1,000VND

項目		ML-A	ML-B	ML-C	Asian
適用地域		ベトナム	ベトナム	ベトナム	アジア ※1
傷害死亡・後遺障害		1,500,000	2,100,000	2,500,000	3,000,000
疾病死亡		—	—	500,000	500,000
治療費	年間補償限度額	1,100,000	1,100,000	1,500,000	1,900,000
	入院一日あたりの部屋代限度額	5,000	11,000	11,000	11,000
	付添介護人の一日あたりの限度額	1,200	1,200	1,200	1,200
	在宅介護の限度額(60日まで)	40,000	40,000	40,000	40,000
	一通院あたりの限度額	110,000	150,000	170,000	170,000
	一日あたりの理学療法 (保険期間内で最大60日まで)	2,000	2,000	2,000	2,000
臨時費用		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
特典	検査結果が陰性の場合の 検査費用※2、医療消耗品 等	2,000	3,000	3,000	3,000
		※年間限度額	※年間限度額	※年間限度額	※年間限度額
保険料 ※3	2ヶ月～17歳	19,800	23,680	28,380	43,890
	18歳～39歳	16,500	19,900	25,740	37,840
	40歳～49歳	18,700	22,420	29,810	42,460
	50歳～59歳	25,300	29,980	37,400	51,700
	60歳～64歳 ※4	30,800	35,160	40,370	57,750

※1 アジア適用地域：ベトナム・インド・インドネシア・フィリピン・カンボジア・ミャンマー・スリランカ・マレーシア・シンガポール・タイ・中国・香港・台湾・韓国・バングラデシュ・ラオス

※2 医師の指示により検査をされた場合のみ、年間限度額まで補償

※3 保険料は過去の損害状況や告知書の内容により変わる可能性があります。

※4 65歳以上の方は60歳～64歳の保険料をベースに決定されます。

【追加オプション】

通貨：1,000VND

項目	補償限度額	自己負担額	追加保険料
歯科治療費用	12,000 (スケーリングは 600 まで)	20%	3,200
検査費用 ※5	5,000 ※年間限度額	0	3,000

※5 診断に直接関わりのないものも対象となります。

こちらの保険商品はウェルビーメディックサービスの加入が必要です。

ウェルビーメディック年会費 ※5 通貨:USD

Global Plus Member	入会金	120
	単身	330
	家族	550

ウェルビーメディックサービス	Medi Life					
入会金	+	年会費	+	保険料	=	お支払金額

※6 USDドルを基準に年初1月1日のOANDAのExchange Rateを採用し毎年4月1日よりVNDの料金改定いたします。
VNDの年会費につきましては営業担当までお問い合わせください。

被保険者の条件

下記の条件を満たす方

- ① ウェルビーメディック会員の方 ※ 既に会員になっている場合と加入予定の場合を含みます。加入予定の場合は入会申請証明書に基づきます。
- ② 日本からの派遣社員、現地採用の社員問わず、弊社健康告知書の条件を満たす方
- ③ 加入時年齢が生後2ヶ月以上のウェルビーメディック会員ならびにその家族(1親等以内)
- ④ 当該保険の契約者が企業であること(法人契約のみ)

加入にあたって

新規加入手続きについて

- ① **保険期間 (待機期間なし)**
保険開始 : 毎月1日または15日から1年間
※申込み締切日 : 1日の場合 : 前月15日までに
ウェルビーにお申込
15日の場合 : 前月末までに
ウェルビーにお申込
※支払締切日 : 異動日から30日以内 (銀行振込完了)
- ② **必要書類**
 - ・ 加入申込書 (法人毎)
 - ・ 健康告知書・重要事項同意書

異動手続きについて

- ① **増員の場合 (待機期間なし)**
異動日 : 毎月1日または15日
※異動通知締切日 : 異動日前にウェルビーへ申込、受付完了
※支払締切日 : 異動日から30日以内 (銀行振込完了)
※必要書類 : 上記新規加入の場合と同じ
- ② **減員の場合**
異動日 : ウェルビーへの通知日
<事前通知の場合> 指定異動日の0:00
<事後通知の場合> ウェルビーへの通知日翌日の0:00
※遡及解約はできませんのでご注意ください。
※必要書類 : 異動申請書

死亡保険金受取人について

法定相続人

他の利用可能な保険がある場合のフロー

- ① **適用される条件**
入院を伴うUSD10,000以上の治療
- ② **他の適用保険**
 - ・ クレジットカード付帯の海外旅行保険
 - ・ 健康保険
- ③ **お支払いフロー**
 - ・ 入院時の治療費をウェルビーが担保。
 - ・ 退院日を目処に、UICから病院へ全額支払い。
 - ・ ウェルビーが適用可能な他の保険がある場合に、当該保険請求書類の作成を援助し、被保険者本人にお渡しします。
 - ・ ご本人(被保険者)よりご請求。
 - ・ 「他の保険金」をUICへお戻し。

主な免責事由

下記のような原因の事故や費用については、保険金をお支払いできません。

- ・ 保険契約者、保険金受取人が被保険者を故意に殺害あるいは傷害を負わせた場合
- ・ 被保険者の故意犯罪、公務執行妨害、自殺または故意に傷害を負った場合
- ・ 被保険者の妊娠、流産、分娩等および合併症が原因の場合
- ・ 受診のための往復交通費
- ・ 被保険者が保険対象外の病院または保険対象エリア外で受診した場合の費用
- ・ ウェルビーアラームセンターを経由せずに行った治療費用
- ・ 加入初年度の下記既往症・重大疾病の治療費用(加入二年目以降はお支払い対象になります。)
がん・心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓・骨髄・造血機能・成長ホルモン単独欠損に関わる病気、糖尿病、パーキンソン病
- ・ ストレス性疾患や精神疾患の治療費用
- ・ 歯科治療(※)、予防接種、健康診断、先天性疾患、性病等の検査・治療費、及び化粧品、ビタミン剤、登録番号の無い医薬品の費用他
※歯科治療費用補償を追加されている場合、以下の歯科治療にかかる費用を補償いたします。
【検査及びレントゲン、アマルガム・コンポジット・フジなど通常の充填材による歯の充填、歯肉炎、歯周病、根管治療、欠損歯の抜歯、歯のスクレーピング】

お問い合わせ

ハノイ

WellBe Vietnam Company Limited

TEL : 024-3974-9354

Email : sales.admin-hn@wellbemedic.com

ホーチミン

WellBe Vietnam Company Limited
Ho Chi Minh Branch Office

TEL : 028-3825-7217/7218

Email : sales.admin-hcm@wellbemedic.com